

例年どおり
6月から

被扶養者資格確認調査を実施!!

今年も6月から7月中旬にかけて被扶養者の資格確認調査を実施いたします。

この「資格確認調査」により、初めて被扶養者の資格喪失が判明し、「遡及取消」を行うという事例が増えています。遡って扶養取消を行った場合、取消日以降の医療費等を全額返還していただくこととなります。

返還していただく医療費は、共済組合が医療機関に支払った医療費の7割と、自己負担3割のうち共済組合・互助会が給付した全額を一括返還していただくこととなりますので、組合員にとって大きな負担になります。アルバイト・パート等を行って収入のある方は、くれぐれもご注意願います。

主な扶養取消事例

事例1 被扶養者の子がアルバイトをやっていて、最近収入が増えたようだが…。

結果 市町村発行の所得証明書では、給与収入が130万を超えていないが、勤務先の給与明細では3か月連続して月額108,333円を超えていた。
この場合、連続した3か月目の給料支払日の翌日、もしくは当初から認定基準額を超えることが見込まれるようであれば、アルバイト開始日から取消となります。

事例2 仕事を辞めた妻を被扶養者に行っているが、3か月間の給付制限期間が終了し雇用保険(失業手当)を受給し始めました。

結果 日額3,612円以上の雇用保険(失業手当)を受給する場合は、雇用保険の受給開始日から取消となります。

事例3 被扶養者となっている母が、公的年金以外に個人年金も受給していた。

結果 公的年金(共済年金、厚生年金、老齢基礎年金等)額は180万を超えない額であったが、その他に個人年金等の雑所得があり、その額を加えると認定基準額180万円を超えていた。
この場合は、個人年金の受給開始日が取消日となりますが、場合によっては被扶養者認定日に遡って取消になることもありますのでご注意ください。
※「個人年金」とは…生命保険契約等に個人年金及び貯蓄型の個人年金等といわれるものがあり、一定の期間掛金を支払った後に老後の生活資金として年金方式で決まった額を受け取っていくもの。
被扶養者の認定を行う際には、これも公的年金と同様に恒常的な収入とみなします。

臓器提供意思表示にかかる 組合員証等の裏面の様式変更について

改正臓器移植法が平成22年7月17日に施行されたことに伴い、組合員証・被扶養者証の様式が変更になり、裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けることになりました。

なお、「臓器提供意思表示欄」の記入は任意であり、記入を義務付けられているものではありません。

*既に組合員証等をお持ちの方

平成23年6月号の共済組合本部発行の「共済フォーラム」に「臓器提供意思表示シール」及び「意思表示欄保護シール」(各4名分づつ)を同封しますので、お持ちの組合員証・被扶養者証の裏面に貼付していただきますようお願いいたします。

注意事項 保険診療を受けようとするときは、この証を保険医療機関等の窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1.2.3.のいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

【特記欄: _____】

署名年月日: _____年 _____月 _____日

本人署名(自筆): _____ 家族署名(自筆): _____

臓器提供意思表示シール(イメージ)